

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部園芸課

法令名	肥料取締法		法令番号	昭和 25 年法律第 127 号	
手続名	登録の更新（他の部、課に属しないもの）		根拠条項	第 12 条第 2 項	
審査基準	<p>普通肥料の登録の有効期間は、3 年（省令で定める種類の普通肥料にあつては、6 年）となっており、申請に基づき普通肥料の登録の有効期間を更新する。</p>				
	受付 機関	園芸課	処理 機関	園芸課	交付 機関
			標準処理期間	30 日	目次
			標準経由期間	日	